

G-I-S-B破綻時の損失吸収力(TLAC)の 充実に関する提案内容

―FSBによる市中協議文書について―

2014年11月10日、FSB（金融安定理事会）から「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力の充実」（原題：Adequacy of loss-absorbing capacity of global systemically important banks in resolution）と題する市中協議文書が公表され、同月15～16日に開催されたブリスベン・サミットにおいてG20首脳に報告された。本稿では、この市中協議文書について経緯をふまえて紹介するとともに、おもな論点を概観してみたい。なお、本稿における意見などは、執筆者の個人的見解であり、必ずしも金融庁の公式な見解を表わすものではない。

金融庁
総務企画局 参事官(国際担当)

長岡 隆

提案の背景

2013年9月に行われたサントペテルブルク・サミットにおいて、G20首脳は、「大きすぎてつぶせない」(Too big to fail)問題の終結のため、FSBに対して、大規模金融機関の破綻時の損失吸収力の充実に

関する提案を14年末までに策定するよう求めることで合意した（注1）。本市中協議文書は、この合意に基づき、グローバルなシステム上重要な銀行（G-I-S-B）の破綻時の損失吸収力に係る提案としてFSBにおいて策定され、14年11月に行われたブリスベン・サミットに報告

された。

本市中協議文書における提案

は、今後、FSBおよびBCBS（バーゼル銀行監督委員会）において行われるQIS（定量的影響度調査）や市場調査等を経て、15年中に最終化され、15年のサミットに報告される予定である。

市中協議文書の内容

本市中協議文書に盛り込まれた提案は、金融の安定への影響を最小化し、重要な機能の継続を確保し、納税者負担を回避する秩序立った破綻処理を実施するために保持すべき損失吸収力に係る枠組みを定めることを目

T L A Cの充実に関する提案内容

的としている。提案の対象となるのはG—S I B sであるが、新興国に本拠を有するG—S I B sについては、当初の規制からは適用除外とされている（注2）。

この損失吸収力は、①既存のバーゼル規制資本と②その他適格負債等の合計である「総損失吸収力」（T L A C : Total Loss-Absorbing Capacity）として算出される。破綻処理の対象となる主体は、各銀行グループに共通の最低基準（「第一の柱」として、連結ベースR W A（Risk-Weighted Assets）比16〜20%以上、かつ、バーゼルⅢで求められているレバレッジ比率の分母（会計上の総資産＋オフバランス項目）比で、レバレッジ比率の2倍以上のT L A Cを積み上げなければならぬ。加えて、「第二の柱」として、各国当局は裁量で追加的なT L A Cの積上げを求めることが可能とされている。

T L A Cとして適格性のある負債は、付保預金やデリバティブ負債等に対して債権者順位で劣後していること、残存期間が1年以上であること等の要件を満たすものが該当する。

また、ホーム国とホスト国間の協力関係および国境を越えた破綻処理戦略を円滑に進めるため、破綻処理対象となる主体は、外部から調達したT L A Cを、グループ内T L A Cとして、あらかじめ重要な子会社への出資や融資等の形式により、分配することが求められる。

(1) T L A C適格性

バーゼル規制との整合性を確保する観点から、既述のとおり、T L A Cは①既存のバーゼル規制資本と②その他適格負債等の合計として算出される。

既存のバーゼル規制資本（前記①）としては、バーゼルⅢで求められている最低自己資本比率8%に対応する資本とそれを超える余剰規制資本が算入され

るが、C E T I（普通株式等）で構成すべき資本保全バッファ―やG—S I Bサーチャージ等のバッファ―相当分については、算入することはできない。

その他適格負債（前記②、以下「T L A C適格負債」）については、まずネガティブリスト方式を採用し、付保預金やデリバティブ負債等の不適格負債が規定されている。そのうえで、不適格負債以外の負債であって、無担保であること、残存期間が1年以上であること、不適格負債に比べ債権者順位が劣後していること等の要件を満たすものが該当することとされている。T L A C適格負債に劣後性を求める趣旨は、金融市場のストレス時において危機を伝播させることなく、また、金融機関の重要な機能に障害を生じさせ、重大な金融の不安定化をもたらしている負債に損失負担を求めることにならぬようなかたちで、損失を吸収できるものであるこ

とが必要であるという点にある。

したがって、T L A C適格負債は、その債権者からの訴訟リスクや補償費用の発生リスクの懸念なく、秩序立った破綻処理の実施が可能となるよう、不適格負債と明確に区別できることが必要となる。

こうした観点から、T L A Cの計算上、金融機関の重大な業務に係る営業負債等はT L A C適格負債に含まれず、また、T L A C適格負債は、これらのT L A C不適格負債よりも前に損失を吸収できるものであることが求められる。そのため、T L A C適格負債として算入するためには、

- (ア) 契約上、T L A C不適格負債に劣後していること
 - (イ) 法律上、T L A C不適格負債に劣後していること
 - (ウ) 持株会社等のT L A C不適格負債を発行していない主体が発行している負債であること
- のいずれかに該当することが求

められている。

それゆえ、バーゼル規制資本として算入できない（劣後条項のない）普通社債であっても、持株会社が発行したものであれば、(ウ)に基づきTLACに算入することが可能である。

他方、子銀行から発行される普通社債については、債権者順位が同順位である付保預金等の不適格負債も同じ主体が保持しており、いわゆる劣後債とは違って、TLAC不適格負債より前に損失を吸収できるものではないことから、原則として、TLACに算入することはできないこととされている。

ただし、破綻処理当局がTLAC不適格負債のすべてを損失吸収の対象外とする権限を有している国においては、同国の破綻処理法制で定める例外的な場合に、TLAC不適格負債と同順位である普通社債についても、一部をTLACに算入することができるとされている。

(2) TLACの水準

現在の市中協議文書では、各国共通の第一の柱に基づくTLACの最低水準は、①連結ベールWA比で16～20%、かつ、②バーゼルⅢで求められているレバレッジ比率の分母（会計上の総資産＋オフバランス項目）比で、レバレッジ比率の2倍とされている。現状は一定の幅が示されているが、具体的な水準は、市中協議およびQIS、市場調査等の結果をふまえて単一の値が決定される予定である。また、第二の柱に基づく追加的な賦課については、ホーム当局が決定するものとされている。その際、ホーム当局は、各行ごとに、おもなホスト当局とともに構成する危機管理グループ（Crisis Management Group）での議論や、破綻処理可能性評価プロセス（Resolvability Assessment Process）での検証を通じて決定することが求められている。

(3) 預金保険基金の貢献

TLACは、納税者負担に安易に依存せず秩序立った破綻処理を行うことを可能にする損失吸収力であることから、同様の機能を発揮することが法的に認められている各国の強靱な預金保険・破綻処理制度については、一定の条件のもとで、RWA比2・5%をTLACの最低基準に算入可能であることとされた。この点、わが国の預金保険基金は金融機関からの保険料収入等により賄われた責任準備金が積み立てられており、90年代に起こったわが国の金融危機に加え、最近の破綻処理事例においても、救済金融機関や破綻処理金融機関等への金銭の贈与や資金の貸付等を通じて、円滑な破綻処理の実施に貢献してきた。こうした点に鑑み、わが国のG-SIBsは、預金保険基金の貢献としてRWA比2・5%をTLACに算入することができ

なお、現状、RWA比2・5%が想定されている算入可能な水準については、今後行われるQIS等の結果を経て最終化されるTLACの最低基準の水準がRWA比16%を超えるものであれば、それに応じて、上方修正されることが見込まれている。

(4) グループ内TLAC

今般の提案では、ホーム国とホスト国間の協力および国境を越えた破綻処理戦略を円滑に進めるため、破綻処理対象となる主体は、外部から調達したTLACを、グループ内TLACとして、あらかじめ海外の重要な子会社へ出資や融資等の形式により、分配することが求められている。

これは、海外の重要な子会社における損失吸収力を十分に確保することにより、ホーム当局が主導する国境を越えた破綻処理の円滑な実行を可能とすることや、金融システムの国際的な分断を回避することを目的とし

TLACの充実に関する提案内容

ている。

グループ内TLACに係る規定が適用される重要な子会社とは、以下の基準のいずれか一つに該当するものとされている。

- ①RWAが、グループ連結ベース比5%以上
- ②営業収入が、グループ連結ベース比5%以上
- ③総エクスポージャーが、グループ連結ベース比5%以上
- ④その他、CMGにおいて重要な子会社と特定されたもの
- (5)持合規制

今般の提案では、金融システム内で危機が伝播するリスクの軽減を目的として導入されているバーゼル規制上の自己資本の持合規制と同様の考え方に基つき、TLAC規制の対象となるG-SIBsが他のG-SIBsのTLAC適格負債に対して出資していた場合、自己のTLACまたは規制資本から出資相当額を控除するよう求められている。また、非G-SIBsに

よる保有についても今後の検討課題とされている。

ただし、控除方法等の詳細については、今後BCBSにおいて検討することとされている。

今後の予定

今回公表された市中協議文書は、あくまで「提案」であつて、市中協議（15年2月2日締切）や、FSBおよびBCBSにおいて行われるQISや市場調査等を経て、15年中に最終化され、同年のサミットに報告される予定である。また、適用開始時期は、早くとも19年1月とされている。

今般導入が提案されているTLAC規制については、わが国の預金保険制度の強靱性を一定程度評価する等、一定の柔軟性が盛り込まれたものとなっている。そのため、G-SIBsの備えるべき損失吸収力の必要性和、各国で異なる破綻処理制度や金融機関のビジネスモデル等

の違いをふまえたバランスのとれたものになっていると考えている。TLAC規制の最終化に向けては、引き続き、QISや市場調査等の作業がFSBやBCBS等を中心に進められていくこととなるが、金融庁としても、こうした国際的な取組みに積極的に貢献していきたい。

(注) 1 13年9月G20サントペトルブルク・サミット首脳宣言

https://www.g20.org/sites/default/files/g20_resources/library/Saint_Petersburg_Declaration_ENG_0.pdf

2 14年11月にFSBから公表されたリストによれば、世界から30行、日本からは、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループの3行がG-SIBsに指定されている。

なお、たかし

91年東京大学法学部卒、大蔵省入省。95年コロンビア大学経営大学院修了（MBA）、14年7月から現職。